# 会津若松市の給与・定員管理等について

#### 1 総括

(1) 人件費の状況 (一般会計決算)

	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/ A	(参考) 21年度人件費率
22 年度	人 125,820	千円 46,036,712	千円 1,387,563	千円 7,737,862	% 16.8	% 17.5

(注) 住民基本台帳人口は、平成22年3月31日現在の人数です。

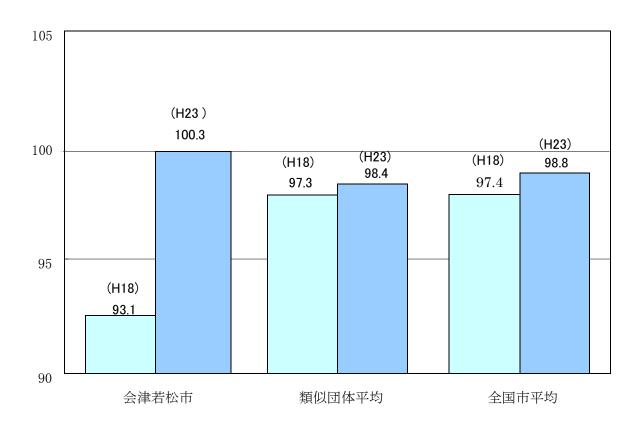
(2) 職員給与費の状況(一般会計決算)

1-/ 1-0/2	<u> </u>	17170 170	<u> </u>					
	職員数		給与費					
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A		
99年度	人	千円	千円	千円	千円	千円		
22 年度	897	3,531,074	741,673	1,258,208	5,530,955	6,166		

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 6,076

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- (注) 2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

#### 特記事項 (3) なし



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与
- 水準を示す指数です。 (注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純 平均したものです。

## 2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

単位:円

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200	372,300	420,800
最高号給の 給料月額	247,900	314,900	362,800	397,400	412,500	440,300	466,900	489,500

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)	
会津若松市	42.8歳	336, 300 円	366,000円	
国	42.3 歳	327, 205 円	397, 723 円	

#### ②技能労務職

区	区分		職員数	平均給料額	平均給与月額		
					(国ベース)		
会津若松市	会津若松市		88 人	347, 200 円	365, 400 円		
	うち清掃職員	47.5歳	23 人	343, 900 円	372, 400 円		
	うち学校給食員	53.1歳	20 人	384,600 円	395, 800 円		
	うち用務員	50.2歳	13 人	343,600円	355, 500 円		
	うち自動車運転手	50.1歳	18人	328,000円	349, 700 円		
	その他	52.3歳	14人	327, 500 円	340, 300 円		
国		49.5歳	3,689人	283,862 円	321,662円		

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- (注) 2 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

## (2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

		会津若松市	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	142,500 円	155,250 円	137,200 円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

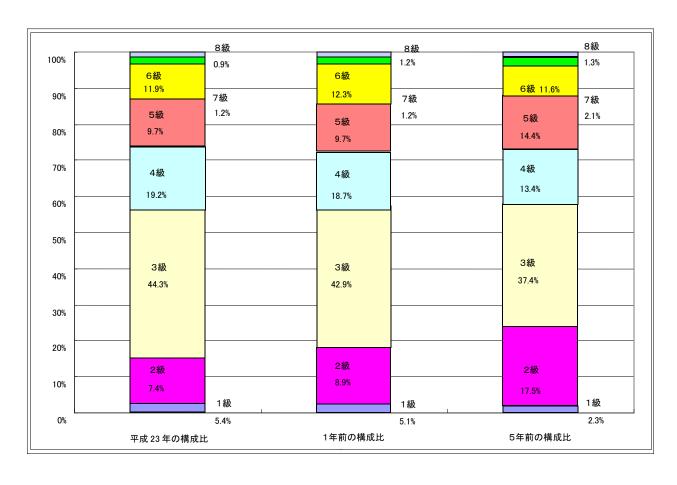
		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	276,744 円	316,725 円	363,667 円
	高校卒	228,000 円	305,383 円	325,143 円
技能労務職	高校卒	一 円	321,000 円	321,050 円

## 4 一般行政職の級別職員数等の状況

## (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成23年4月1日現在)

			1	
	分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1	級	・定型的な業務を行う職務	人	%
			36	5.4
2	級	・高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人	%
			50	7.4
3	級	・副主幹又はこれに相当する職務	人	%
		・主査又はこれに相当する職務	297	44.3
4	級	・主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに相当する職務	人	%
		・困難な業務を処理する副主幹又はこれに相当する職務	129	19.2
5	級	・困難な業務を処理する主幹又は主任主査の職務若しくはこれら	人	%
		に相当する職務	65	9.7
		・特に困難な業務を処理する副主幹又はこれに相当する職務		
6	級	・企画副参事の職務又はこれに相当する職務	人	%
		・課長の職務又はこれに相当する職務	80	11.9
7	級	・部長の職務又はこれに相当する職務	人	%
		・重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職	8	1.2
		務		
8	級	・重要な業務を所掌する部長の職務又はこれに相当する職務	人	%
			6	0.9
1	+		人	%
			671	100.0

- (注) 1 会津若松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- (注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 昇給の実施時期

平成23年1月1日

② 勤務成績の証明

所属長が過去1年間の勤務成績を反映し証明します。

## ③ 昇給への勤務成績の反映状況

判定基準を①勤務成績が極めて良好、②勤務成績が特に良好、③勤務成績が良好、④勤務成績がやや良好でない、⑤勤務成績が良好でない5つの区分とし、①区分が16名(2.5%)、②区分が119名(18.2%)、③区分が513名(78.6%)、④区分が2名(0.3%)⑤区分が3名(0.4%)の決定となりました。

(注) 一般行政職の職員数には各行政委員会の職員も含みます。

#### 5 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当·勤勉手当

会津若		(参考) 福島県		(参考)	玉
1人当たり平均	支給額	1人当たり平均	的支給額		
(22年度一般会	(計)	(22年度)			
	1,403 千円	1,608 千円			
(22年度支給割	合)	(22年度支給電	割合)	(22年度支給	割合)
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.35月分	2.55月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.40月分)	(0.65月分)	(1.40月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状	況)	(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職	戦務の級等によ	職制上の段階、職務の級等によ		職制上の段階、職務の級等によ	
る加算措置		る加算措置		る加算措置	
• 役職加算	$5 \sim 20\%$	・役職加算	$5 \sim 20\%$	・役職加算	$5 \sim 20\%$
		・管理職加算	$15^{\sim}25\%$	• 管理職加算	<sup>第</sup> 10~25%

- (注) ( ) 内は再任用職員に係る支給割合です。
- (注) 一般行政職の職員数には各行政委員会の職員も含みます。

#### (2) 退職手当の状況 (平成23年4月1日現在)

	会津若松市		(参考)	国				
1人当たり平均	匀支給額(22年月	复)						
自己	都合 4,	708 千円						
勧奨	<ul><li>定年 27,</li></ul>	105千円						
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年			
勤続 20 年	23.5月分	30.55月分	勤続 20 年	23.5月分	30.55月分			
勤続 25 年	33.5月分	41.34月分	勤続 25 年	33.5月分	41.34月分			
勤続 35 年	47.5月分	59.28月分	勤続 35 年	47.5月分	59.28月分			
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分			
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			その他の加算	措置 定年前早期	退職特例措置			
(2%~20%加算)				$(2\%\sim20$	0%加算)			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

#### (3) 地域手当の状況(平成23年4月1日現在)

なし

## (4) 特殊勤務手当

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。 平成19年4月1日から、手当の種類、支給対象業務及び支給単価等を見直しました。

支給実績(22年度一般会計決算)	192,060 円
支給職員1人当たり平均支給年額(同上)	4,802 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	4.5 %
手当の種類(手当数)	5種類

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	<b>丰松</b>	·単価
一		一		
手当		従事したとき	日額	300円
動物死体処理	右記業務に従事した職員	大、猫等の損壊した死体処理	回収1体2	又は焼却に
作業手当		作業に従事したとき	つき	300円
社会福祉業務   手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人又は変死体の処   理作業に従事したとき	処理1体	1,000円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象により重大 な災害が発生し、若しくは 生するおそれがある現場に おいて行う巡回監視又は当 該現場で行う応急作業若し くは応急作業のための災害 状況の調査に従事したとき	日額	300円
		夜間又は暴風雪警報若しく は大雪警報発令下における 積雪道路の除雪車による除 雪作業及び排雪等作業に従 事したとき	日額	300円
用地交渉業務 手当	右記業務に従事した職員	庁外において 大学を生をいて 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の	日額	300円

## (5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績(22年度一般会計)	346,629 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	435 千円
支給実績(21年度一般会計)	285,295 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	360 千円

## (6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

	手当名		支給要件	支約 支約 大統領	冷単価	
		国制度と	国との制度と異なる内容	支給実績(22年度	支給職員1人当り	
		の同異	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	一般会計決算)	平均支給年額	
ĺ	扶養手当	①配偶者		○配偶者 13,000	円	
		② 22 歳に	達する日以後の最初の3月31日までの	○配偶者以外		
		間にある	5子及び孫	・1 人目(配偶者あり) 6,500円		
		③60歳以	上の父母及び祖父母	· 1 人 目(配偶者な	こし 11,000円	
		④ 22 歳に	達する日以後の最初の3月31日までの	・2 人目以降	6,500 円	
		間にある	5弟妹	・特定期間加算	·	
		⑤重度心身	<b>Y</b> 障害者			
		同		113,147 千円	247,176 円	

住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、	【借家】	
	月額 9,500 円を超える家賃(使用料を含む)を支払	・月額 20,500 円以下の家賃・・	•
	っている場合	家賃月額-9,500円	
		・月額 20,500 円を超える家賃(5	支
		給限度額 27,000 円)・・・	•
		11,000 円+(家賃月額-20,50	00
		円)×1/2	
	異 月額 12,000 円を超える家賃を支払っ	36,347 千円 303,516 日	可
	ている職員に支給	303,010	
通勤手当	① 通勤のために交通機関等の利用を常例とする	① 運賃相当額が51,000円以下に	۲
	こと、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km	ついては運賃相当額	
	り囲動することに場合の囲動距離が月週2km   以上であること	② 自動車などを利用する場合に	- 1
	② 通勤のために自動車等の使用を常例とするこ	通勤距離に応じて3,100円から	أ دُ
	と、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離	19,500 円を支給	
	が片道2km以上であること		
	異 運賃等相当額が 55,000 円を超える場	54,642 千円 82,092 月	ᆔ
	A		1
単身赴任	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴	基本額 23,000 円、距離に応じた力	加
手当	い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居	算額 6,000 円~45,000 円	
	し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、		
	距離制限(60km)を満たす職員に支給	417千円 200,160 月	П
管理職手		417 千円   200,160 F   ・部長相当職の8級職員 84,600 円	7
当	特性に基づき、管理職手当を支給	<ul><li>・部長相当職の7級職員 79,700円</li></ul>	
		- ・企画副参事相当職の7級職員66,400円	
		  ・企画副参事相当職の6級職員 62,300円	
		· 課長相当職の職員 54,000円	
		·総務主幹相当職の職員 45,700円	
	異 「官職を一種から五種に区分し、それぞ	69,903 千円 711,480 円	可
	れの定額が定められている		
休日勤務	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤	勤務した全時間に対し、勤務1時間	間
手当	務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	当りの給料額の135/100の額	
		14,843 千円 232,536 月	_
を で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間	間
73		当りの給料額の 25/100 の額	П
宿日直手	同		<del>リ</del>
佰日但于   当	佰旦又は日旦勤務に促事した場合に文紀   異   特別の宿日直手当を支給	勤務1回につき 4,200円   - 千円   - F	円
寒冷地手	英     特別の値口旦手当を又結   基準日(毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初	Th  F   基準日における地域の区分及び	
当	日)において、支給対象地域に在勤する職員に支	量の世帯等の区分に応じた定額	*
	治 治		
	同	55,453 千円 68,375 日	円
災害派遣	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護の	公用施設等を利用	
手当	ための措置の実施等のために、職員の派遣を求め   悪はなりまけ、光該職長に対して毛光な声铃	1 日 3,970 円	
	受けたときは、当該職員に対して手当を支給	その他の施設	
		滞在する期間により1日につき	<u> </u>
		5,140 円~6,620 円	
	同	一 千円 一 千円	
			_

## 6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

	区 分	給料月額等	Ť	
			参考:類似団体における最高額/最低額	
給	市長	1,008,000 円	1,008,000 円/ 630,000 円	
料	副市長	809,000 円	840,000 円/ 582,400 円	
			参考:類似団体における最高額/最低額	
報	議長	553,000 円	623,000 円/ 431,000 円	
酬	副議長	513,000 円	538,000 円/ 369,000 円	
	議員	481,000 円	490,000 円/ 339,000 円	
	市長	(22年度支給割合)		
期	副市長	2.90	月分	
期末手当	議長	(22年度支給割合)		
当	副議長	2.90月分		
	議員			
退		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)	
単	市 長	給料月額×在職月数×46/100	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
退     (算定方式)       職     市長     給料月額×在職月数×46/100       手     副市長     給料月額×在職月数×30/100			11,649,600 円 任期毎	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、 1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

## 7 職員数の状況

## (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区 分	職員	3数	対前年	
部	門	<u> </u>	平成 22 年	平成 23 年	増減数	主な増減理由
		議会	12	11	<b>1</b>	東北市議会議長会事務局業務の終了に伴う減
		総務	214	212	<b>A</b> 2	事務執行体制の見直しによる減
普	般	税務	68	69	1	固定資産評価替えに伴う増
通		民生	129	132	3	障がい者支援業務の増、育休任期付職員の配置
	行	衛生	75	76	1	管理栄養士の増員
会	74	労働	3	3		
   計	政	農水	49	48	<b>1</b>	退職不補充
#T	部	商工	35	34	<b>1</b>	国派遣職員の派遣期間終了
部	HI	土木	130	127	<b>▲</b> 3	事業費縮減による減
	門					参考:人口1万人当たり職員数 56.59人
門		小計	715	712	<b>▲</b> 3	(類似団体人口1万人当たりの職員数 52.49 人)
		教 育	155	149	<b>▲</b> 6	学校給食、学校用務員の委託による減
	Ý	肖防				
						参考:人口1万人当たり職員数 68.43人
		小 計	870	861	▲9	(類似団体人口1万人当たりの職員数 72.49 人)
公労	水	道	41	37	$\blacktriangle 4$	民間委託業務の定着による減
企業	下	水道	28	29	1	育休任期付職員の配置
等。	そ	の他	59	59		
公営企業等会計部門	小		128	125	<b>▲</b> 3	
	台	計	998	986	<b>▲</b> 12	
			[1,171]	[1,171]	[ 0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む)。
  - 2 [ ]内は、条例定数の合計(教育長を含む)。

#### 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在) (2) 構成比 16% 5年前の構成比 14% 12% 10% 8% 6% 4% 2% 0% 20 ~ 23 歳 28 ~ 31 歳 36 ~ 39 歳 44 ~ 47 歳 52~55歳 60 歳以上 24 ~ 27 歳 32 ~ 35 歳 40 ~ 43 歳 20 歳未満 48 ~ 51 歳 56~59歳 20歳 20歳 24歳 28歳 32歳 36歳 40歳 44歳 48歳 52歳 56歳 60歳 S S S 5 S 5 S S 5 S 計 区 分 未満 | 23歳 | 27歳 | 31歳 | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 以上 人 人 人 人 人 人 人 職員数 2 19 29 51 110 144 150 122 124 105 102 28 986

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む)。

## (3) 職員数の推移

190 55 30 1E 17								
年度	18年	19年	20年	2 1 年	2 2 年	23年	過去5年間の	
部門別	104	194	204	214	224	234	増減数	増減率
一般行政	749	729	727	720	715	712	-37	-4. 9%
教育	204	191	169	159	155	149	-55	-27. 0%
消防								
普通会計計	953	920	896	879	870	861	-92	-9. 7%
公営企業等会計計	162	156	158	152	128	125	-37	-22. 8%
総合計	1, 115	1, 076	1, 054	1, 031	998	986	-129	-11.6%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 8 公営企業職員の状況

#### (1)水道事業

## ① 職員給与費の状況

## ア 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与比率 B/ A	(参考)21 年度の 総費用に占める 職員給与比率
22 年度	千円	千円	千円	%	%
	2,799,371	707,076	342,412	12.23	18.70

						1人当たり	
	A	給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B	給与費 B/ A	体平均1人当たり 給与費
22 年度	人 41	千円 164,778	千円 26,220	千円 59,564	千円 250,562	千円 6,111	千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- (注) 2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数です。
- イ 特記事項

なし

## ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
会津若松市	43歳 4月	347,622 円	509,250 円
団体平均	45歳 6月	362,100 円	535,892 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

## ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	(参考) 一般会計
1人当たり平均支給額(22年度)	1人当たり平均支給額(22年度)
1,453 ∃	F円 1,403 千円
(22年度支給割合)	(22年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.55月分 1.35月分	2.55月分 1.35月分
(1.40月分) (0.65月分)	(1.40月分) (0.65月分)
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%

# (注) ( ) 内は再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当の状況 (平成23年4月1日現在)

1 赵瞅于日	1 赵瞅于当り状况(平成23年4月1日先任)							
	水道事業		(参考)	一般会計				
1人当たり平	均支給額(22年度	E)	1人当たり平	均支給額(22年度	(5)			
自己都合	0 千円		自己都合	4,708 千円				
勧奨・定年	25,953 千円		勧奨・定年	27,105 千円				
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年			
勤続 20 年	23.5月分	30.55月分	勤続 20 年	23.5月分	30.55月分			
勤続 25 年	33.5月分	41.34月分	勤続 25 年	33.5月分	41.34月分			
勤続 35 年	47.5月分	59.28月分	勤続 35 年	47.5月分	59.28月分			
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28 月分	59.28月分			
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			その他の加算	措置 定年前早期	退職特例措置			
	$(2\% \sim 20)$	%加算)		$(2\%\sim20$	%加算)			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

# ウ 地域手当の状況 (平成23年4月1日現在) なし

## 工 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

	P 目 (平成 23 平 4 月 1 日 現	1111		
支給実績(22年	F度決算)		41 千円	
支給職員1人当	省たり平均支給年額(同上)		1,306 円	
職員全体に占め	)る手当支給職員の割合(2	22 年度)		75. 61%
手当の種類(手	=当数)			4 種類
手当の名称	支給対象職員等	支給対	対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分は	こ従事したとき	処分1件につき 300円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄えき	水作業に従事したと	2直、3直の勤務につき それぞれ1回800円
現場作業手当	右記業務に従事した職員		物の保安、点検作 ら水質検査作業に き	勤務1日につき 150円
	右記業務に従事した職員		長置の開閉栓作業	勤務1日につき 100円
	右記業務に従事した職員	マは発生で現場にお 現場にお 視又当該 作業若し	害が発生し、若し するおそれがある いて行う巡回監 現場で行う応急 くは応急作業のた 状況の調査に従	勤務1日につき 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	供業補者初てもない。	いて事業の用に 地の取得等を損の により生じる一のを を を がら 10回を を がら 10でい を がら が が が が が が が が が が が が が が が が が	勤務1日につき 300円

# 才 時間外勤務手当

支給実績(22年度水道事業会計)	9,505 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	250 千円
支給実績(21年度水道事業会計)	18,939 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	316 千円

## カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	支給要件		支給単価	
	会津若松市	会津若松市職員との	支給実績(22年度水	支給職員1人当り 平均支給年額
	職員との異同	制度と異なる内容	道事業会計決算)	十均又和中領
扶養手当	①配偶者		○配偶者 13,000 円	
	② 22 歳に達する日以後の最初の 3月 31 日までの間		○配偶者以外	
	にある子及び孫		・1 人目(配偶者あり) 6,500円	
	③ 60 歳以上の父母及び祖父母		・1 人目(配偶者 なし )11,000円	
		る日以後の最初の3月31日までの間	・2 人目以降	6,500 円
	にある弟妹		•特定期間加算	5,000 円
	⑤重度心身障害者			·
	同		6,253 千円	271,848 円

住居手当通勤手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合  ① 通勤のために交通機関等の利用を常例とするこ	【借家】 ・月額 20,500 円以下の家賃・・・家賃月額-9,500 円 ・月額 20,500 円を超える家賃(支給限度額 27,000 円)・・・11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2 2,435 千円 304,400 円 ① 運賃相当額が 51,000 円以下に
2007	と、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道 2 km以上であること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、 徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道 2 km以上であること 同	ついては運賃相当額 ② 距離区分に応じて支給
単身赴任 手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、 転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単 身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制 限 (60km) を満たす職員に支給 同	基本額 23,000 円、距離に応じた加算額 6,000 円~45,000 円 - 千円 - 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、給料月額について適正な管理職手当を支給することができる	・部長相当職(8級)84,600 円、部長相当職(7級)79,700円、企画副参事相当職(7級)66,400 円、企画副参事相当職(6級)62,300 円、課長相当職54,000 円、総務主幹相当職45,700 円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 同	勤務した全時間に対し、勤務 1 時間 当りの給料額の 135/100 の額72 千円10,244 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給同	勤務した全時間に対し、勤務1時間         当りの給料額の25/100の額         - 千円   - 円
宿日直手 当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 同	勤務1回につき4,200円       - 千円 - 円
寒冷地手当	基準日 (毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日) において、支給対象地域に在勤する職員に支給同	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額         2,875 千円       70,128 円
災害派遣 手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき 5,140円~6,620円
	同	一 千円   一 千円

(千円未満四捨五入)